

## 第207回仙台市都市計画審議会 議事録

日時：令和2年11月4日（水）

午後1:30～

場所：仙台市役所2階 第一委員会室

### 事務局

それでは、これより都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に、座席表と仙台市都市計画審議会委員名簿、また参考資料として本日の議案説明資料、長喜城東地区と建築基準法第51条ただし書許可の案件、それぞれお配りしております。なお、製本されております議案書につきましては、事前にお配りしてございますが、お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局までお知らせをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、審議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について、事務局からのお願いでございます。本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応として、席の離隔を確保させていただいております。会議室内の委員の皆様及び市職員につきましては、飛沫感染防止対策のためマスクの着用をお願いしております。傍聴される皆様におかれましても、マスク着用のご協力、または咳エチケットの徹底をお願いいたします。

次に、本日の審議会の出席についてですが、福嶋委員、高橋委員、菅野委員より、ご都合のため欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、代理出席についてのご報告をいたします。本日、国土交通省東北運輸局長の亀山委員の代理として、東北運輸局交通政策部計画調整官の山口智様、国土交通省東北地方整備局長の梅野委員の代理として、東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長の外崎高広様、宮城県警察仙台市警察部長の内海委員の代理として、宮城県警察仙台市警察部庶務課長の佐近正浩様にご出席いただいております。

事務局からの報告は以上でございます。

それでは奥村会長、進行をよろしく申し上げます。

### 奥村会長

それでは、ただいまより第207回仙台市都市計画審議会を開会いたします。

事務局からの連絡事項で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応等についていろいろとお願いがございましたので、ご協力をお願いいたします。

私の方からは、円滑な進行のため、質疑等の発言は簡潔にさせていただくなどのご協力をお願いしたいと思います。

会の成立に関する件でございますが、本日は福嶋委員、高橋委員、菅野委員が欠席されておりますが、会は成立しております。

ここで、会議の公開・非公開について確認をいたします。本日の審議については、これまでどおり原則として公開とし、特定の個人を識別し得る情報を扱う場合などに関することがあれば、必要に応じて非公開とするということによろしいでしょうか。

一 同

はい。

奥村会長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、傍聴人の方へのお願いです。受付でお配りしました「会議の傍聴に際し守っていただきたい事項」の遵守事項をお守りの上、発言などはなさらず、静粛に傍聴くださいますようお願いいたします。また、傍聴席以外に立ち入らないようお願いいたします。なお、事務局から説明がありましたように、マスク着用へのご協力、咳エチケットの徹底をお願いいたします。

また、報道機関の方へのお願いです。通例では、冒頭から審議に入るまでの事務局の説明までの範囲で撮影等をお認めしておりますので、本日も同様をお願いいたします。

次に、今回の議事録の署名ですが、多田委員と菊地委員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、前回までの都市計画審議会議案の処理経過につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

都市計画課長

前回までの処理状況についてご報告いたします。

お手元に配付しております議案書の2ページをご覧ください。

第206回審議会でご審議いただきました、中央四丁目東二番丁通地区における都市再生特別地区の変更、および地区計画の決定の案件につきましては、令和2年9月16日に告示を行っております。

処理状況については以上でございます。

奥村会長

今の事務局からの説明に何か質問等ございますでしょうか。

一 同

なし。

奥村会長

よろしいですね。では、本日の審議に入りたいと思います。

本日の議案は3件でございます。

事務局から本日の議案の進め方について説明をお願いします。

都市計画課長

本日の議案の進め方についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

本日の議案は3件でございますが、議案第1018号と第1019号の2件につきましては、長喜城東地区についての内容でございます。このため、2つの議案について事務局からの説明後、合わせてご審議いただければと思います。

奥村会長

ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局から提案のあったように、2つの議案をまとめて、その後3つ目の議案ということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一 同

はい。

奥村会長

はい、ありがとうございます。

では、初めに長喜城東地区に関する議案としまして、議案第1018号仙塩広域都市計画

用途地域の変更、それから議案第1019号仙塩広域都市計画 地区計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

都市計画課長

それでは、ご説明いたします。都市整備局都市計画課長の馬場です。長喜城東地区に関する議案についてご説明いたします。

議案は、第1018号用途地域の変更及び第1019号地区計画の変更でございます。議案書は3ページからになります。

初めに、今回都市計画の変更を行う長喜城東地区の位置についてご説明いたします。

計画地は、地下鉄東西線荒井駅の南西約1キロメートルに位置しております。

こちらは航空写真です。長喜城東地区は、近年施行された荒井西地区と荒井南地区の土地区画整理事業地の間に位置する約4ヘクタールの区域で、地区の周辺には小学校、中学校、市民センターなどの公共公益施設のほか、スーパーマーケットなどの生活利便施設が立地しています。

こちらが土地利用計画です。黄色のエリアに住宅を計画しており、南側の紫色のエリアに福祉施設の立地を予定しております。そのほか、水色が防災調整池、緑が公園となっております。

現在の用途地域は、令和元年5月に市街化区域への編入と同時に、土地利用計画の詳細が確定するまでの暫定措置といたしまして、全域が第一種低層住居専用地域（容積率60%、建蔽率40%）となっております。

今回、土地区画整理事業が進捗し、土地利用計画が確定したことから、隣接する荒井南地区との連続性も考慮して、全域を第一種低層住居専用地域（容積率80%、建蔽率50%）に変更いたします。

続きまして、地区計画の決定についてご説明します。議案書は8ページからになります。

今回、良好な住環境の形成を図るため、1つの地区整備計画として、全域を低層住宅地区に指定いたします。

地区計画の目標についてです。土地区画整理事業により基盤整備が行われる本地区において、地区計画を定めることにより地区内における適正な土地利用を誘導し、将来にわたり良好な住環境の形成を目指します。

土地利用方針についてでございます。一戸建ての専用住宅を主体に、閑静で良好な住宅地の形成を図ります。

建築物等の用途の制限についてです。住居系、幼稚園・保育所などの子育て施設、老人ホームなどの福祉施設の立地を可能としております。

敷地面積の最低限度についてです。敷地面積の最低限度を165平方メートルとして定め、土地の細分化を防ぐこととしております。

次に、形態または色彩その他の意匠の制限についてでございます。建築物の屋根や外壁の色彩は周辺に配慮した色調とすることや、屋外広告物を設置する場合は美観・風致を害しないものとし、道路の境界線より突き出して設置してはならないこととします。

最後に、垣又はさくの構造の制限についてです。道路に面して垣またはさくを設置する場合は、公益上やむを得ない場合を除き、生垣か植栽を併用した透視可能なさくなどいたします。

長喜城東地区に関連します議案の説明につきましては以上でございます。

なお、これらの案件につきまして、10月6日から10月19日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議よろしくお願いたします。

奥村会長

ありがとうございました。

それでは、この内容につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。はい、鈴木委員。

鈴木委員

ご説明いただきました土地利用計画の部分で、福祉施設ということでご説明をいただきましたけれども、この福祉施設はどのようなものが配置されるのかということ、あと区画整理全体における地権者の方はどれぐらいいらっしゃるのか確認させていただきたいと思っております。

奥村会長

はい、お願いします。

地下鉄沿線まちづくり課長

地下鉄沿線まちづくり課の井藤と申します。

当該区画整理事業の許認可を担当している課でございます。

ただいまご質問いただきました福祉施設の内容でございますが、福祉施設、障害者支援施設をメインとするものでございます。こちらについては、既に事業者と協定を結んでございまして、来年度工事に入るという形になってございます。もう一つ、大きな施設として保育所が入る予定になってございますけれども、こちらは仙台市の許可が下り次第、工

事ということになります。

あともう1点の地権者数でございますが、こちら約4ヘクタールの区域で9名でございます。

奥村会長

よろしいですか。菊地委員、どうぞ。

菊地委員

明解なご答弁だったので、私のほうからも一つ。

この地域のみならず、この周辺は東日本大震災以降の防災集団移転によって、荒井南、それから荒井西、なないろの里と人口が激増しているところであります。なおかつ、そこに加え、朝方は特に南から北への通勤車両等が非常に増加していきまして、この周辺一帯に多大な影響を及ぼしています。今回のこの開発によって、さらに住宅地、また福祉施設ができることにより、その交通渋滞や危険性の度合いが増す懸念がありますが、この辺の分析と対応はいかがお考えか教えていただきたいと思っております。

奥村会長

はい、お願いします。

地下鉄沿線まちづくり課長

都市計画審議会の議案書ですと7ページをお開きください。

今委員から御指摘ありましたのが、仙台東高校から北上していく、当該地区東側の長喜城霞目線の市道でございます。こちらは確かに、図面でいきますと右上の県道荒井荒町線との十字の交差点で朝夕において渋滞が発生しておりますけれども、この区画整理事業に伴い若林区で事業を行っております、まず南北の長喜城霞目線と、この地区の南側における東西の宮前線という道路を改良しており、この交差点に信号が設置される予定でございます。そのために、こちらの交差点から右折をしたい場合は、前段階の交差点で曲がるという計画になっております。

あと、福祉施設になりますけれども、こちらは全て送迎バスで移動する予定でございますので、それほど交通需要は増えないという予測になってございまして、道路法第95条の2協議で交通管理者から同意をもらっている事業でございます。

菊地委員

よろしくご対応いただきたいのですが、重ねて申し上げるのですけれども、住宅地の右上の交差点に生徒数が約1,000名の七郷小学校があり、今は大分解消されましたが、それでも子供たちの通行が危ないということがあります。若林区のご協力によって、長喜城地区の東側に歩道もつけてもらったものの、なおこの奥には荒井小学校もあり、朝突進車が結構多いのですね。荒井南を開発するときに、人の流れを別のほうに流すという計画があったように覚えていますから、この辺の実行と今後の進捗の経過観察も含めて、改善のほどお願いしたいなと思います。高く評価しています。よろしくお願いします。

奥村会長

そのほかいかがでしょうか。はい、鎌田委員どうぞ。

鎌田委員

説明スライドの11ページにございました細分化を防ぐための建築物の敷地面積最低限度ということで165平方メートルとお示しいただきましたが、これについては時代の変遷といますか、ここ数年で細分化を防ぐという意味でこの面積を想定されたものか確認したいこと。また、本件は区画を線引きされて示されており、最低は165平方メートルと見ますが、住宅地の部分での最大面積はどの程度計画されているか、お示しいただければと思います。

奥村会長

はい、お願いします。

都市計画課長

こちらの165平方メートルでございますけれども、仙台市の開発指導要綱に関する技術基準に準じてございます。ここ最近で定められたものではございません。

当地区の実際の宅地面積でございますけれども、おおむね平均的には180平方メートルほどになってございまして、最大で220平方メートルの宅地面積になってございます。

奥村会長

はい、ありがとうございます。

そのほかありますでしょうか。

一 同

なし。

奥村会長

では、ご意見ないようですので、ただいまご説明いただきました長喜城東地区の関連議案2件につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

奥村会長

はい。では、承認することといたします。

続きまして、議案第1020号 建築基準法第51条ただし書許可について、説明をお願いします。

建築指導課長

都市整備局建築指導課長の結城でございます。

それでは、議案第1020号建築基準法第51条ただし書許可につきましてご説明いたします。

本議案の申請者は株式会社ログになります。株式会社ログは、現在、宮城野区扇町におきまして、市内から排出された一般廃棄物に該当する木くず及び事業活動に伴って生じた産業廃棄物に該当する木くずをリサイクルするために中間処理を行っております。

今回の計画は、処理設備の入替えを行い、現在受入れを行っている木くずに加えて新たに廃プラスチック類の受入れを行うものです。

それでは、お手元の資料、もしくは前方のスライドをご覧ください。

1ページ目でございます。まず初めに、建築基準法第51条につきましてご説明いたします。

建築基準法第51条では、卸売市場、ごみ焼却場などの処理施設の敷地の位置は、都市計画決定した位置でなければ新築・増築できないと定めております。都市計画決定していない場合は、ただし書の規定によりまして、①都市計画審議会の議を経て、特定行政庁が許



可する。もしくは、②一定規模の範囲内の施設でなければ新築・増築はできないことになっております。

本案件は、既に木くずの一般廃棄物、産業廃棄物の中間処理施設として事業を営んでおりますが、破砕機の更新による木くずの中間処理能力の増加と廃プラスチック類の中間処理の追加が付議の対象となります。本案件につきましては、敷地の位置が都市計画決定しておりませんので、ただし書の規定によりまして、都市計画審議会に付議するものになります。

2 ページ目をご覧ください。処理施設の概要になります。

許可が必要となる処理施設は、1日当たりの処理能力によって決まります。規定は表の一番右側でございます。一般廃棄物につきましては5トン以上、工業専用地域の産業廃棄物である木くずにつきましては、破砕処理能力が100トンを超えるもの、廃プラスチック類については破砕処理能力が6トンを超えるものが対象となります。本施設は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに、1日当たりの処理能力に関する規定を超えることから許可を要するものとなります。

3 ページ目をご覧ください。位置図になります。

敷地の位置は、JR仙台駅から東に6キロメートル、仙石線小鶴新田駅から東に2キロメートルに位置しております。当該地区は、工業専用地域に指定されておまして、本事業における施設は、一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設であることから、本市の土地利用方針に適合するものであります。

4 ページ目をご覧ください。敷地周辺の土地利用状況になります。

赤く塗った部分が計画地になります。敷地周辺は、黄色で示した工場や物流倉庫が多く立地してございます。

5 ページ目をご覧ください。配置図になります。

敷地面積は約7,000平方メートルで、3面が幅員8メートルの仙台市道に面しております。敷地内の建築物は、事務所棟、破砕処理施設棟の2棟になります。赤で示しました建物が許可に関する処理施設になり、黄色で示した機械が今回更新する破砕機になります。現在は、伐採工事に伴う生木、抜根や不要となった家具類の一般廃棄物及び解体工事に伴い発生する木くずの産業廃棄物の破砕処理を行っており、計画後は木くずの受入れに加えまして、廃プラスチック類の産業廃棄物の処理を行う予定でございます。

また、現在はAからGの第1ストックヤードで事業を行っておりますが、機械の故障、メンテナンスなど不測の事態に備えまして、受入れが滞ることがないように、木くずなどの一時的な仮置場として、敷地南側に①から⑥の第2ストックヤードを拡張する計画になってございます。

6 ページ目をご覧ください。処理工程のフロー図になります。

一般廃棄物、産業廃棄物、どちらも同じ工程になります。搬入されました廃棄物は、敷地内のストックヤードに仮置きされ、木くずについては建物内の本破砕機と呼ばれる機械

で破砕し、建物内に保管いたします。廃プラスチック類は、建物外の前破砕機で一定の大きさに揃え、本破砕機で破砕後に木くず同様に建物内に保管いたします。その後、場外に搬出され、燃料チップとして利用されます。今回の計画は、本破砕機が老朽化したため、設備を入れ替えるものでございます。

7ページ目をご覧ください。敷地の状況になります。

写真の①から③の建物が、今回の申請に関わる破砕処理施設棟になり、写真④は事務所棟になります。

8ページ目をご覧ください。許可要件についてでございます。

建築基準法第51条ただし書は、敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合と定めていますが、許可の要件までは規定されておりません。許可の審査では、用途地域等との整合、周辺環境への配慮、周辺交通への影響などが判断項目になると考えております。

9ページ目をご覧ください。まず初めに、用途地域等との整合性についてでございます。

本計画地の用途地域は工業専用地域であり、本市の都市計画マスタープランにおける「工業・流通・研究区域」に位置し、本施設が立地する場所としては、他の区域と比べても適しております。計画地の周辺の土地利用につきましては、工場や物流倉庫となっております。今後も住宅の立地はないことから支障がないものと考えております。

10ページ目をご覧ください。続きまして、周辺環境への配慮になります。

右側にあります表は、上が騒音について、下が振動についてとなっております。それぞれ現在と計画後を比較したものとなっております。周辺環境につきましては、工業専用地域であり、騒音・振動について規制されている地域ではありませんが、低騒音・低振動型の機器に入れ替えることによりまして、現在の騒音・振動と比較しても減少すると見込んでございます。

11ページ目をご覧ください。最後に、周辺交通への影響になります。

当施設の廃棄物の搬出入ルートは、これまで通り主要幹線からといたしまして、青色の矢印が搬入ルート、黄色が搬出ルートになってございます。本計画により発生する車両増加数は、搬出入車両の片道分で1日当たり35台であり、主要幹線に対しまして、本計画により発生する影響は、現在の往路の交通量に対して0.06%から0.14%の微増になります。また、市道に車両が滞留することがないよう、敷地内に車両5台分の待機スペースを確保してございます。以上のことから、用途地域等に照らし、周辺環境への配慮がなされ、周辺交通量への影響が少ないと考えられることから、敷地の位置が都市計画上、支障がないものと考えてございます。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

奥村会長

説明ありがとうございました。

それでは、この内容につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。では、石川委員。

石川委員

先日、この会社に直接お邪魔させていただき、お話を伺って現地も確認してまいりました。先ほど説明があった8ページの許可要件の算定について、現状どうなのか、今後どうなのかということで確認してきました。

1点目の用途地域との整合性というのは、これは合致しているなと思ってきました。

2点目の騒音とか振動、それから木材をチップ化するので、風が吹いたり、そういったときに周辺に散らばるのではないかという心配があったので、その点についても確認しましたが、風に飛ばされないように水をかけたり対策をするということ。それから、チップ化すると熱を持つので、自然発火する可能性があるということだったので、それについても火災が起きないようにということで対応しているということでもございました。音もそれなりにするのですが、新たに替えるものについては、音も非常に抑えたものになるよということだったので、その辺はいいかなと思ったのです。

気になったのは、3点目の交通への影響です。先ほどの説明でも、新しく拡大すると3割ほど車が増えるということで、これまで問題になったことがありませんかと聞いたときに、時々周辺の工場や事業所の車の出入りと、ほかの車との出入りとの関係で、どうしても入口前の道路で一度待ち時間ができてしまうとのことでした。片道1車線のため複数台並んでしまう状況で、追い越しの際対向車線を通っていくということがあり、停車しているトラックの関係で苦情があったということだったのですね。これが3割ぐらい増えるとなると、この事がなお大きくなるのかなと思います。先ほど5台ほど敷地内に駐車場を確保したということなのですが、それで本当に足りるのかどうかということは、ちょっと気になりました。

今後、周辺道路の使い方とかも含め、少し周辺道路状況を見ていただいて、できるだけ道路にトラックが滞留しないような対応をぜひお願いしたいと思いますが、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

奥村会長

はい、お願いします。

建築指導課長

交通量に関しましては、先ほどご説明したように、主要幹線につきましては微量の増ということでお話いたしました。ただ、時間帯によっては、先ほどお話があったように集中するとかということも考えられます。別に車を止められるスペースを会社でお持ちだということをお伺っておりますので、そういった苦情が入った際には、車両の時間調整、それから会社の敷地を有効活用しながら、周辺に影響を与えないように指導してまいりたいと考えております。

奥村会長

鎌田委員、お願いします。

鎌田委員

今、石川委員が防火体制について伺ったところなのですが、万が一火災が発生した場合の消火体制等の準備については、既に稼働している工場ですので、ある程度はしっかりと備えていらっしゃると思うのですが、増設に当たっての新たな取組があるのであれば、お聞かせいただきたいと思っております。

建築指導課長

新たにプラスチックを受け入れるということで、建物はもともと操業しているということなので特段確認は行っておりませんが、火災等に対する対策は取っていると考えております。

なお、先ほどお話がありましたように、破碎した後に少し燃えやすくなるということも考えられますので、その辺の火災予防対策についても徹底して指導してまいりたいと考えてございます。

奥村会長

菊地委員、どうぞ。

菊地委員

では、1点確認したいと思っております。

今、我が国では自然災害が激甚化しておりまして、特に豪雨災害のおそれが年々増加しています。100年に1回という雨が毎年起きているという状況の中で、当該用地も低い土

地であり、かつ梅田川や七北田川に近接する場所でありまして、大規模豪雨災害が起きたときに、工場では取り扱う物品が流出して、周辺に及ぼす影響というのがあるのかどうかというところのご確認はされたかというところをお尋ねしたいと思います。

奥村会長

はい、お願いします。

建築指導課長

豪雨災害等につきましては、頻度等もあると思うのですが、これから予想し得ないものも起きてくると考えられます。ここで取り扱うプラスチック類等につきましては、搬入したらすぐチップ化され、そのまま建物内に保管せず、すぐに燃料として搬出すると考えてございますので、豪雨に対しての配慮というのは特段伺っていなかったところでございますが、先ほど申しあげましたように、予測し得ないような豪雨も考えられると思いますので、その辺の対策もきちんと確認を取ってまいりたいと思います。

奥村会長

はい、ありがとうございます。

そのほかありますでしょうか。鈴木委員さん。

鈴木委員

ちょっと確認ですけれども、今稼働されている工場なので、特段騒音とかの問題はないというようなお話でしたが、今回の案件になっているただし書の許可の部分で言われています破砕機についても稼働はされているものですか。これから、ただし書の許可が出て稼働するものなのか、確認ですが、よろしくをお願いします。

奥村会長

はい、お願いします。

建築指導課長

現在使用している破砕機は木材の受入れで使っており、稼働しているというところでご

ございます。許可が下り次第、新しい設備に入れ替えるという計画でございます。

鈴木委員

ここは中間処理施設でもありますので、こういった破碎機については、建築基準法のただし書の部分もあるのですが、環境的な部分での許可というのは必要ないのか。その部分での確認をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

奥村会長

はい、お願いします。

建築指導課長

機械につきましては、先ほどご説明したように、処理能力によって都市計画上の許可が必要になるかどうかということでございまして、今回は対象になるということでございます。一方で、設備の更新あるいは廃プラスチックを新たに受け入れるという点では、環境局にて廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき事前協議を行っており、そちらの手続は済んでいると考えてございます。

奥村会長

はい。

鈴木委員

事前協議を行っていたということであれば、今回の建築基準法第51条のただし書の許可と、一緒に出してもらったほうがよかったのではないかなと思うのですが、これは最初に環境の許可、そして次に建築基準法のただし書許可となるのが普通の手続なのか、その辺のところを確認させていただきたいのですが。

奥村会長

はい、お願いします。

環境局事業ごみ減量課長

環境局事業ごみ減量課の藤田と申します。廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の許可関係を所管してございます。

廃棄物処理施設の許可に関する手続きにつきましては、先ほどご説明がございましたとおり、事業者と環境局で事前協議を行うということになってございますが、その事前協議が完了した後で、廃棄物処理法に基づく許可申請というのが必要になり、これと並行して都市計画に基づく許可の手続きも行うといった形で進めているものでございます。

鈴木委員

ということは、廃棄物の許可と並行してできないという認識でよろしいですか。

建築指導課長

環境局の事前協議は先にやっておりますけれども、その後の、事前協議が終わった後の先ほどの許可という部分については並行して進んでいるものと考えておりますので、どちらかが先に許可をするということではないという認識でございます。

鈴木委員

はい、分かりました。

奥村会長

ほかにありますでしょうか。

一 同

なし。

奥村会長

それでは、ただいまご説明いただきました議案第1020号 建築基準法第51条ただし書許可につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

奥村会長

はい。それでは承認することといたします。

本日の審議は以上でございますが、その他に何か委員の皆様からございますでしょうか。なければ、次第4. その他に進みます。事務局のほうから報告事項があるということなので、よろしくお願いします。

事務局

それでは、事務局から次回の開催日程についてご報告いたします。お手元に配付してございます座席表の裏面をご覧ください。

次回の都市計画審議会は令和3年3月下旬に開催を予定しております。後日、別途書面にてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

奥村会長

では、審議会の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第207回仙台市都市計画審議会を閉会といたします。